農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第二十五条第二項第一号の	次に掲げる業務	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第四号ニ	その法人	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第四号ニ(2)	場合	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第五号イ	経過しない者
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の十三第二項	第四十二条第三項	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第二十五条第二項第一号	次に掲げる者	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十六条及び第三項第一号の二	次に掲げる業務	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十七条第五項第一号	次に掲げる者
又は信用農業協同組合連合会	、信用農業協同組合連合会又は特定承継会社	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十五条第二項第一号	次に掲げる者並びに特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）及びその子会社（銀行に限る。）	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十六条及び第三項第四項第一号	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十七条第五項第一号	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第四号ニ	その法人	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第四号ニ(2)	場合	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第五号イ	経過しない者	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の十三第二項	第四十二条第三項
確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）第四条第三号	銀行	農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第四十二号）第四十二条第一項第一号	経過しないもの				

その法人（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合に係る特定承継会社）	場合（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であった者）	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）	又は再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会	、再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社	経過しないもの（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六項において同じ。）第四条第一項第一号の二において同じ。）	銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六項において同じ。）